事　務　連　絡
令和2年８月 14 日

保護者　　様

宜野座村長　　當眞　淳
【公印省略】

特別保育期間の延長について（通知）

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

昨日、沖縄県の新型コロナウイルス感染症警戒レベルが第4段階の「感染蔓延期」へ引き上げられ、緊急事態宣言も 29 日まで延長されました。

これを受け、各放課後児童クラブで実施している【特別保育】の期間を延長することとなりました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、児童や保護者、職員の安全を守るため、医療従事者や社会生活を維持するために就業を継続する必要な保護者等の特別な事情がある保護者の児童に限定した保育の実施について、御理解の上、御協力くださいますようお願い申し上あげます。

なお、今後の状況に変更があった際は、再度お知らせいたします。

記

1　特別保育の実施期間　：　令和2年8月 11 日（火）～**8月22日（土）**

2　特別保育の対象

保護者（両親等）が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

・社会生活を維持する上で必要な施設で従事している者
・社会福祉施設等に従事している者
・その他、やむを得ない事情がある場合
※裏面にて、詳細を記載していますので、ご確認をお願いします。
※児童及び同居家族が、陽性または濃厚接触者と特定された方および、発熱、風邪症状等がある場合は、登園自粛をお願いいたします。

3　感染対策等　（※重要）

・登所する際は、必ずマスクの着用のご協力をお願いします。
・児童またはその家族に風邪症状（発熱、せき、倦怠感など）がある場合は、登所を見合わせるようお願いします。
・発熱など体調不良があった場合は、施設よりご連絡しますので、お迎えの上、医療機関の受診または自宅療養をお願いします。

※受入等に関するお問い合わせについては、各クラブにお問い合わせください。

＜特別保育の対象となるガイドライン＞

保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とする。

・ 社会生活を維持する上で必要な施設の従事者

施設の種類	内　訳
医療施設等	病院、診療所、薬局等
食料品販売施設等	卸市場、食料品販売、コンビニエンスストアー等
食事提供施設等	食堂等の飲食店（宅配・テイクアウトサービスを含む）
宿泊施設関係等	ホテル、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）
生活必需品物資製造工場等	食品等の工場、作業場（ごみ処理関係）等
金融機関・官公署等	警察、消防、官公署、銀行、証券取引所、証券会社、保険事務所等 ※在宅勤務等で家庭保育が可能な場合は除く

・ 社会福祉施設等の従事者

施設の種類	内　訳
社会福祉施設等	保育所、こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブ等 介護老人保健施設等 その他これらに類する福祉サービス又は保険医療サービスを提供する施設

・ その他、やむを得ない事情がある場合

上記に該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。